

福岡県医師会
第1003号
平成26年 7月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局安全対策課より福岡県保健医療介護部薬務課長を通して別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

薬事法第77条の4の2第2項の規定に基づく、医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成25年3月より電子メールによる報告を受付けておりますが、今般、システムメンテナンスのため、下記の期間中、電子メールによる報告（送信先：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp）を受付けることができないとのことです。

つきましては、当該期間内に報告いただく際は、郵送又はFAX等の方法により報告いただくよう、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

平成26年7月18日（金）午後6時～平成26年7月22日（火）午前9時

【郵送】

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局安全対策課

【FAX】

03-3508-4364

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

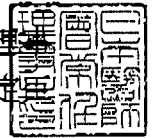
(法安 42) F

平成 26 年 7 月 4 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 定



「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

今般、平成 26 年 6 月 27 日付け (法安 38) F『「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の電子メールでの受付不可期間について』にてお知らせした件につきまして、厚生労働省医薬食品局安全対策課より下記のとおり訂正の連絡がありました。

つきましては貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

(誤) 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 午後 6 時～平成 26 年 7 月 22 日 (月) 午前 9 時

(正) 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 午後 6 時～平成 26 年 7 月 22 日 (火) 午前 9 時

以上



事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 30 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記の件につきまして、別添のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管
部(局)宛て連絡しましたので、御丁知の上貴会会員に対し周知方御配慮願います。



事務連絡

平成26年6月30日

各 〔都道府県〕 衛生主管部(局) 御中
〔政令市〕
〔特別区〕

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記の件については、「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の電子メールでの受付不可期間について」(平成26年6月19日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡)によりお知らせしたところですが、電子メールでの受付不可期間に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

(誤) 平成26年7月18日(金)午後6時～平成26年7月22日(月)午前9時

(正) 平成26年7月18日(金)午後6時～平成26年7月22日(火)午前9時

(法安 38) F

平成 26 年 6 月 27 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事
高杉 敬久

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

薬事法第 77 条の 4 の 2 第 2 項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合の報告については、平成 26 年 6 月 26 日付・日医発第 321 号（法安 37）『「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告様式の変更について』等でお知らせしているとおりです。

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課より、下記の期間中システムメンテナンスのため、電子メールによる報告の受付ができなくなる旨連絡がありました。

つきましては、当該期間内に報告を行う場合には、ファクス、郵送等の方法にさせていただきますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 6 時～平成 26 年 7 月 22 日（月）午前 9 時

以上

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 19 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記の件につきまして、別添のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管
部（局）宛て連絡しましたので、御了知の上貴会会員に対し周知方御配慮願います。



事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 19 日

各 〔都 道 府 県〕
〔政 令 市〕 衛生主管部（局） 御中
〔特 別 区〕

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 77 条の 4 の 2 第 2 項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成 22 年 7 月 29 日付け薬食発 0729 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」に従い、実施していただいているところです。

また、平成 25 年 3 月 11 日付け薬食発 0311 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告における電子メールの活用について」により、これまでのファクス、郵送、及び「e-Gov 電子申請システム」を利用した報告に加え、電子メールによる報告（送信先：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp）の受付を開始する旨お知らせしたところで

す。
今般、システムメンテナンスのため、下記の期間中、電子メールによる報告の受付ができなくなりますので、当該期間内に報告いただく際は、ファクス、郵送等の方法により報告していただくよう、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 6 時～平成 26 年 7 月 22 日（月）午前 9 時

26薬第1296号

平成26年6月24日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(監 視 係)



「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記について、別添のとおり平成26年6月19日付厚生労働省医薬食品局
安全対策課長事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知
をお願いします。



事務連絡
平成26年6月19日

各 〔都 道 府 県〕
政 令 市 衛生主管部（局） 御中
特 別 区

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第77条の4の2第2項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成22年7月29日付け薬食発0729第2号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」に従い、実施していただいているところです。

また、平成25年3月11日付け薬食発0311第1号厚生労働省医薬食品局長通知「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告における電子メールの活用について」により、これまでのファクス、郵送、及び「e-Gov 電子申請システム」を利用した報告に加え、電子メールによる報告（送信先：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp）の受付を開始する旨お知らせしたところです。

今般、システムメンテナンスのため、下記の期間中、電子メールによる報告の受付ができなくなりますので、当該期間内に報告いただく際は、ファクス、郵送等の方法により報告していただくよう、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

平成26年7月18日（金）午後6時～平成26年7月22日（月）午前9時

